

コラボヘルス（共同推進事業）のご案内

東京紙商健康保険組合

【はじめに】

超高齢化社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつとして掲げており、その対策として「事業所と健保組合が連携・協力して行う保健事業の実施（コラボヘルス）」が求められています。

このコラボヘルスを推進していくにあたり、今後は健診結果等の個人情報事業所と健保組合で共有・活用していくこととなりますので、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）」に基づき、その内容をご案内いたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

第 23 条 第三者提供の制限

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－ 中略 －

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

2017年5月30日に施行された個人情報保護法では、健康・医療情報の不適切な取り扱いによる不利益から個人を守るため、職域の健康管理で取り扱う情報のうち、健診結果・特定保健指導・レセプトに記載された病歴等については「要配慮個人情報」として、より厳格な対応が求められるようになりました。

「要配慮個人情報」については、オプトアウトによる第三者提供が禁止されており、本人の同意を得る必要がある（第23条2項）とされましたが、事業所と健保組合でコラボヘルスを実施する場合は、共同利用（第23条5項）に該当することから、第三者提供の制限にあたらなるとされており、この共同利用の実施にあたりまして、あらかじめ本人にお知らせする事項をまとめましたので、ご確認ください。

【共同利用の目的、事業内容】

被保険者の健康保持・増進と事業所の安全配慮義務履行のために、下記の事業を実施します。

- (1) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (2) 特定保健指導対象者に対する指導利用勧奨
- (3) 事業の評価・分析

【共同利用者の範囲】

事業所／産業医、健康管理委員

（責任者）事業主

健保組合／保健事業係、委託先事業者

（責任者）常務理事

【共同利用される個人データの項目】

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、健康診断・半日人間ドック等の検査結果のうち特定健康診査の法定項目データ・判定、受診医療機関名、特定保健指導の利用の有無

【その他の留意事項】

- ・本事業は「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」を健保組合と交わした事業所で実施いたします。
- ・取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、個人情報は共同利用の目的、事業内容の範囲でのみ使用するものとし、集計の際は匿名化を行ったうえで取り扱うこととします。
- ・個人情報は共同利用の目的、事業内容の範囲でのみ使用するものとし、上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者には罰則が科せられます。
- ・本事業でのデータ共有について同意されない方については、事業所の健康管理委員もしくは健保組合の保健事業係にお申し出ください。（TEL 03-3666-2521）

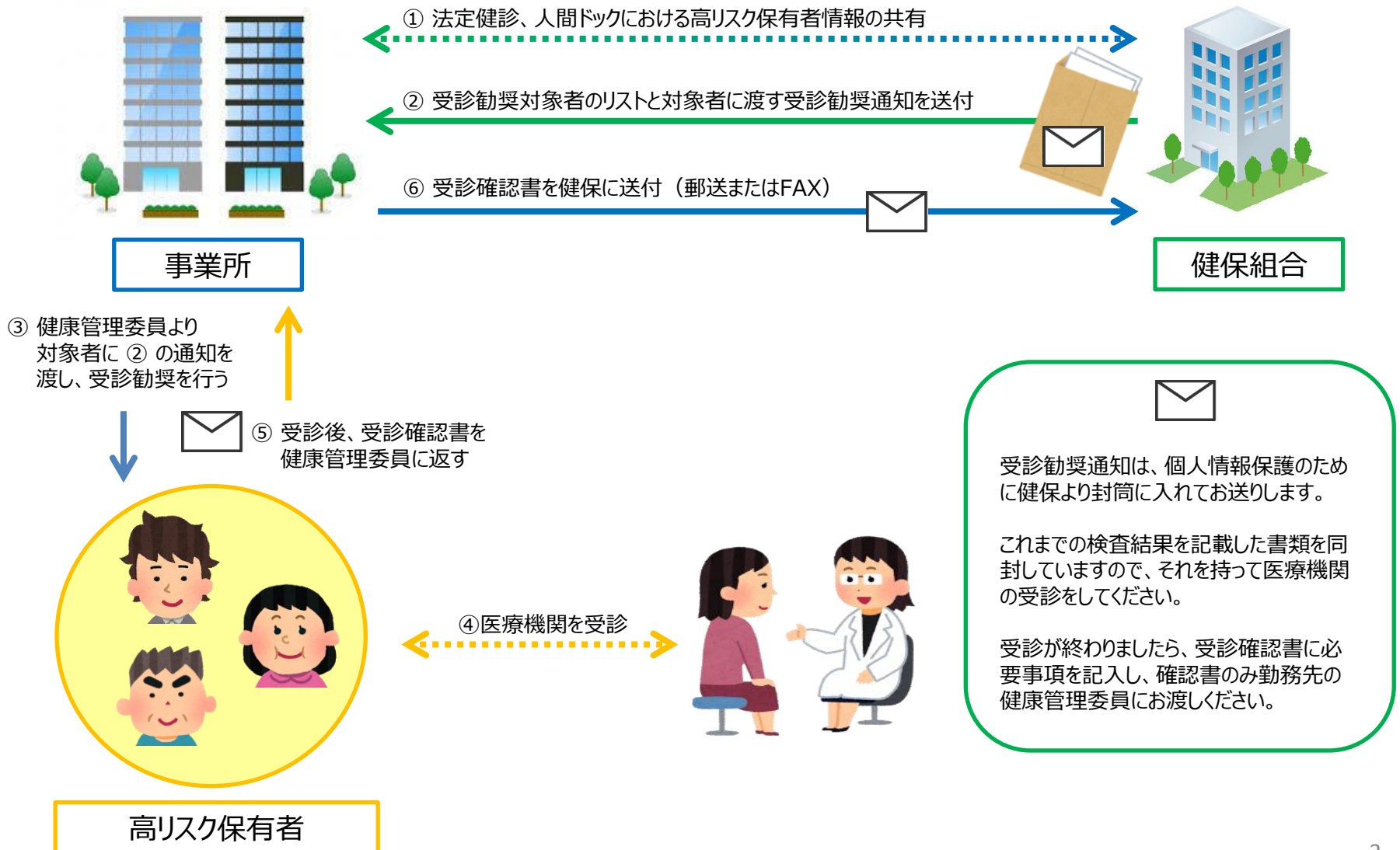
共同推進事業の実施基準について

当組合では、下記の条件をもとに健診事後フォロー及び受診勧奨を実施します。

そのため、健診機関の結果表に記載された受診勧奨と対象者が異なる場合がありますことをご了承ください。

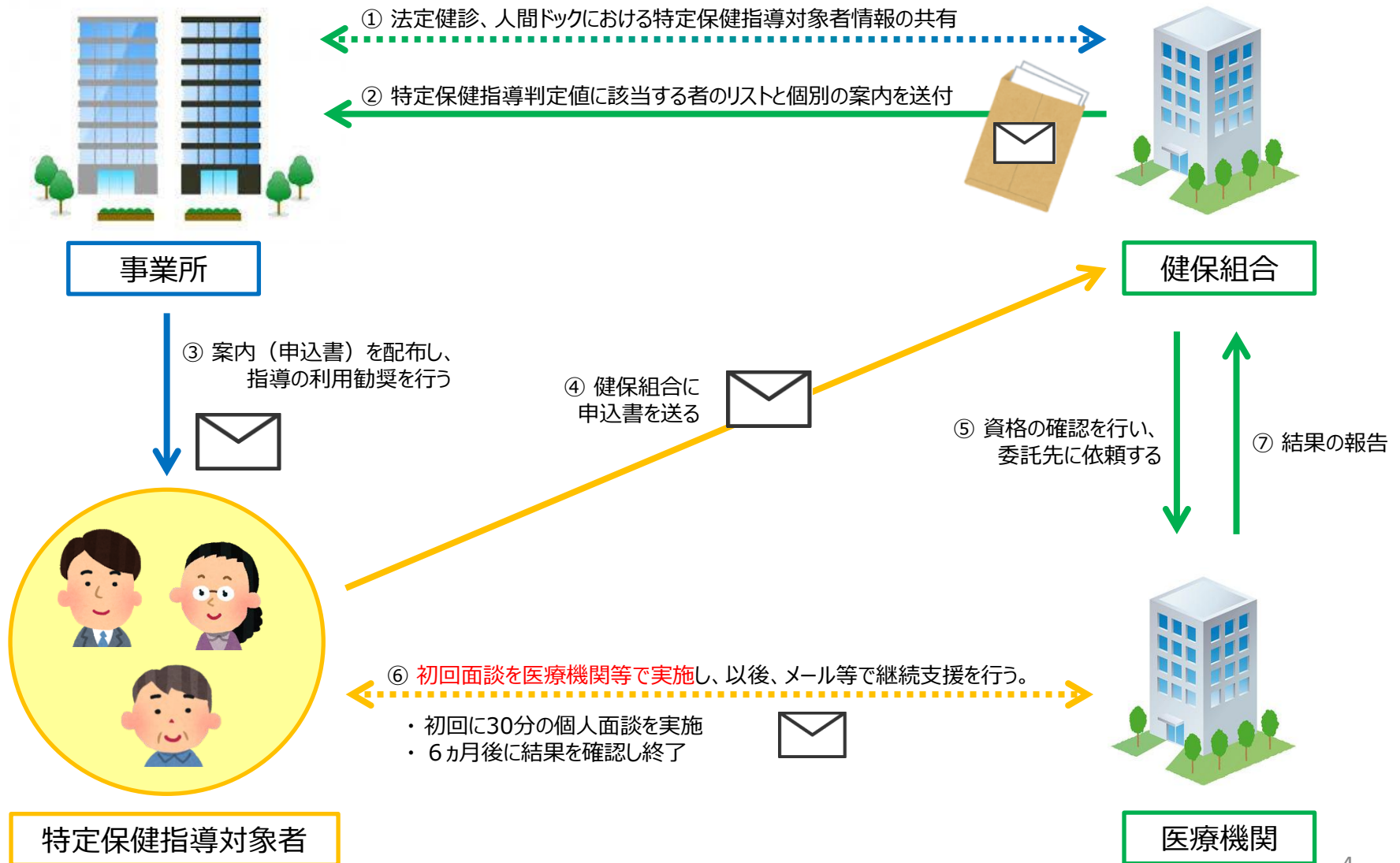
| 健診項目 | 共同推進事業（1） 受診勧奨判定値 | 共同推進事業（2） 特定保健指導判定値 | 単位 |
|------|---|-------------------------------------|---------------------|
| 血圧 | 収縮期 160 以上 または 拡張期 100 以上 | 収縮期 130 以上 または 拡張期 85 以上 | mmHg |
| 血糖 | 空腹時血糖 126 以上 かつ HbA1c 6.5 以上 | 空腹時血糖 100 以上 または HbA1c 5.6 以上 | 血糖：mg/dℓ HbA1c：% |
| 脂質 | L D L - C 180以上 〔※脂質のみ該当〕 の場合を除く〕 | 中性脂肪 150 以上 または HDL-C 40 未満 | mg/dℓ |

共同推進事業（1） 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨



共同推進事業（2） - 1

特定保健指導対象者に対する指導利用勧奨（医療機関来所型）



共同推進事業（2） - 2

特定保健指導対象者に対する指導利用勧奨（事業所訪問型）

